

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年 8 月 5 日
【会社名】	株式会社河合楽器製作所
【英訳名】	KAWAI MUSICAL INSTRUMENTS MANUFACTURING CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 河合 弘隆
【本店の所在の場所】	静岡県浜松市中区寺島町200番地
【電話番号】	053-457-1226
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 執行役員 河合 健太郎
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル 株式会社河合楽器製作所 東京オフィス
【電話番号】	03-6718-4241
【事務連絡者氏名】	総務人事部 国内総括課（東日本担当）課長 中尾 諭
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【発行登録書の提出日】	2022年 6 月28日
【発行登録書の効力発生日】	2022年 7 月 6 日
【発行登録書の有効期限】	2023年 7 月 5 日
【発行登録番号】	4-関東1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 0円（注1） 発行残高の上限 100,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注2）新株予約権証券の発行価額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した額です。
【発行可能額】	0円（注1） 100,000,000円（注2） （注1）新株予約権証券の発行価額の総額です。 （注2）新株予約権証券の発行価額に新株予約権の行使に際して 払い込むべき金額の合計額を合算した額です。
【効力停止期間】	該当なし
【提出理由】	臨時報告書（金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の 開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定による）を2022 年 8 月 4 日に関東財務局長に提出しました。この臨時報告書の提 出により、当該書類を2022年 6 月28日付で提出した発行登録書の 参照書類とします。
【縦覧に供する場所】	株式会社河合楽器製作所 東京オフィス （東京都品川区東品川四丁目10番27号 住友不動産品川ビル） 株式会社河合楽器製作所 名古屋オフィス （名古屋市中区丸の内三丁目 5 番33号 名古屋有楽ビル） 株式会社河合楽器製作所 大阪オフィス （大阪市中央区備後町三丁目 3 番 9 号 備後町コイズミビル） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町 2 市版 1 号）

【訂正内容】

訂正内容は、表紙の「提出理由」に記載の通りです。